大規模地震発生直後における
施設管理者等による建物の緊急点検に係る
指針

平成２７年２月

内閣府（防災担当）

はじめに

○首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震が発生した際には、老朽化したビル・マンションの倒壊や中間階の圧潰等の建物被害が懸念される。建物の所有者等は、建物内に滞在する者の安全を確保するため、早急に建物の安全を確認した上で、建物内での待機・建物からの退避を判断する必要がある。

○大規模地震が発生した際には、地震発生の直後から、地震等により住居を失った多数の被災者が自宅等から避難所へ避難することが想定される。また、特に都市部において、鉄道等の公共交通機関の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生するなどにより、多数の帰宅困難者が発生し、こうした帰宅困難者を一時滞在施設へ受け入れる状況が想定される。

○建物内の滞在者や被災者等の安全を確保する観点からは、限られた時間の中で建物の安全確認を行った上で、建物内での待機や被災者・帰宅困難者の受け入れを判断する体制を構築する必要がある。しかし、東日本大震災時には、震災直後、建物の安全確認ができないうちに被災者等が避難所に押し寄せるといった状況もみられた。

○また、都市部で大規模地震が発生した場合は、点検すべき建物が極めて多いことから、応急危険度判定士など建築の専門家がすぐに点検できないケースが想定される。

○そこで、本指針は、建物の管理者等、建築に関する専門知識を有さない者を対象として、緊急・応急的に建物（避難所や一時滞在施設となる施設を含む）の安全確認を行う際の参考となるよう、平常時に行うべき事前準備や被災時の建物の安全確認の具体的な方法等についてとりまとめたものである。

○この指針は、一般的な建築物を構造別に分類して、その安全確認方法を取りまとめており、指定避難所や一時滞在施設、さらには企業等における従業員等の施設内待機、大規模な集客施設や駅等における利用客保護等のための緊急点検に活用することが見込まれる。

○特に一時滞在施設の所有者等においては、大規模地震時に、建物の構造や施設の安全対策、地域特性を踏まえつつ、避難所や一時滞在施設となる建物の安全を確認した上で、被災者や帰宅困難者の受け入れの判断を行えるよう、本指針を参考に、適切に対応いただくことが望まれる。

○なお、本指針は、応急危険度判定など既存の建物の安全確認に関する考え方や学識経験者や建設業者など建築の専門家の意見を参考に素案を作成した上で、実際に安全確認を行うことになる自治体職員や民間ビル管理者等の協力のもと実地検証等を行い作成したものである。

目次

第１　本指針の基本的な考え方 1
１　基本的な考え方 1
２　本指針の対象となる建物 1
３　建物安全確認の流れ 2

第２　建物安全確認に関する事前準備（平常時の対応） 4
１　役割分担 4
２　事前資料の準備 4
３　カルテの作成 4
４　チェックシートの選択及びカスタマイズ 5
５　訓練等による運用方法の確認 5

第３　被災時の安全確認（被災時の対応） 6
１　鉄骨造（Ｓ造）の安全確認方法 6
２　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）の安全確認方法 7
３　木造の安全確認方法 8
４　安全確認における留意点 9

第４　専門家等による安全確認の実施（被災後の対応） 12

第５　カルテ及びチェックシート 12

別添１　カルテ記入例 14

別添 2-1　鉄骨造建物の安全確認　カルテ 20
別添 2-2　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造及び鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造建物の安全確認　カルテ 24
別添 2-3　木造建物の安全確認　カルテ 30

別添 3-1　鉄骨造用チェックシート 36
別添 3-2-1　鉄筋及び鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造用チェックシート（低層・ラーメン構造） 40
別添 3-2-2　鉄筋及び鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造用チェックシート（低層・壁式構造） 44
別添 3-2-3　鉄筋及び鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造用チェックシート（中高層・ラーメン構造） 48
別添 3-2-4　鉄筋及び鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造用チェックシート（中高層・壁式構造） 54
別添 3-3　木造用チェックシート 60

第１　本指針の基本的な考え方

１　基本的な考え方

①　本指針は、被災直後に応急危険度判定士など建築の専門家が到着する前に、建物管理者等が緊急かつ応急的に建物の使用の可否を短時間で判断するための体制整備、安全確認※方法について取りまとめたものである。

②　本指針で示すカルテやチェックシートは、大規模地震時に、緊急かつ応急的に建物が「建物の崩壊などにより、建物内の滞在者や避難者等の生命や身体に危険が及ぶ状態か否か」を判断するための考え方、確認方法を取りまとめたものである。

③　本指針に沿って、構造設計者、建築施工業者担当者等の構造に詳しい者とカルテを作成し、建物の特性に応じて安全確認を行う箇所をあらかじめ確認した上で、発災時にチェックシートを用いて緊急点検を行うことで、あらゆる建物の緊急・応急的な安全確認が可能となる。

④　本指針で示す緊急点検の手法は、建物の安全確認を行う手法の一つであり、実際の安全確認の際には、超高層ビルなどにおけるモニタリングシステムの整備状況や独自の安全確認体制など各建物の安全に係る状況も踏まえて行うことが望ましい。

⑤　チェックシートは汎用的なものとして作成しており、建物の立地場所や構造など各建物の特徴に応じてチェック内容を精緻化・高度化することが望ましい。

２　本指針の対象となる建物

①　本指針は全ての建物を対象とする。

②　特に、避難所、一時滞在施設については、本指針の考え方をもとに、建物の緊急・応急的な安全確認を行った上で、被災者、帰宅困難者の受け入れを判断することが望ましい。

③　避難所となる施設のうち、屋内運動場（体育館）については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（平成 25 年 8 月）のマニュアルにより被災状況を確認し、危険性を判断することが望ましい。

④　カルテ、チェックシートは「鉄骨造用」「鉄筋コンクリート造用」「木造用」別に作成しており、各建物の構造を踏まえ、該当するカルテ、チェックシートを使用する必要がある。

※本指針での安全確認は、建物が、「建物の崩壊などにより、建物内の滞在者や避難者等の生命や身体に危険が及ぶ状態か否か」を判断することとする。

３　建物安全確認の流れ

建築の専門知識を持たない建物管理者等が、大規模地震直後、建物の安全性を適切に確認することは非常に難しいことから、平常時から、カルテ・チェックシートを活用し、建物の安全確認を行う場所の確認や避難訓練での運用など安全確認の実施に向けた準備を行う必要がある。

①　設計書等の必要な書類を準備するとともに、建物の設計者、構造設計者、建築施工業者、建築部門の職員（行政が管理する建物の場合）等の建築の専門家とカルテを作成する。正しく安全確認を行うためには、カルテを作成した上で、チェックシートを用いて安全確認を行うことが望ましい。

②　カルテは、適宜（年に１回程度）内容の更新を行うことが望ましい。

③　避難訓練等の際に、建築に関する専門家が参加の上、建物の安全確認に関する訓練も併せて実施することが望ましい。

④　カルテ・チェックシートにより建物の安全を確認した上で、建物内での待機・建物からの退避等を判断することが望ましい。ただし、明らかに建物が危険な場合等の緊急の場合は、待機・退避等を判断した後、並行して安全確認を行うことも考えられる。

⑤　被災後早い段階で必要に応じて応急危険度判定士等の専門家による判断を仰ぐことが重要である。

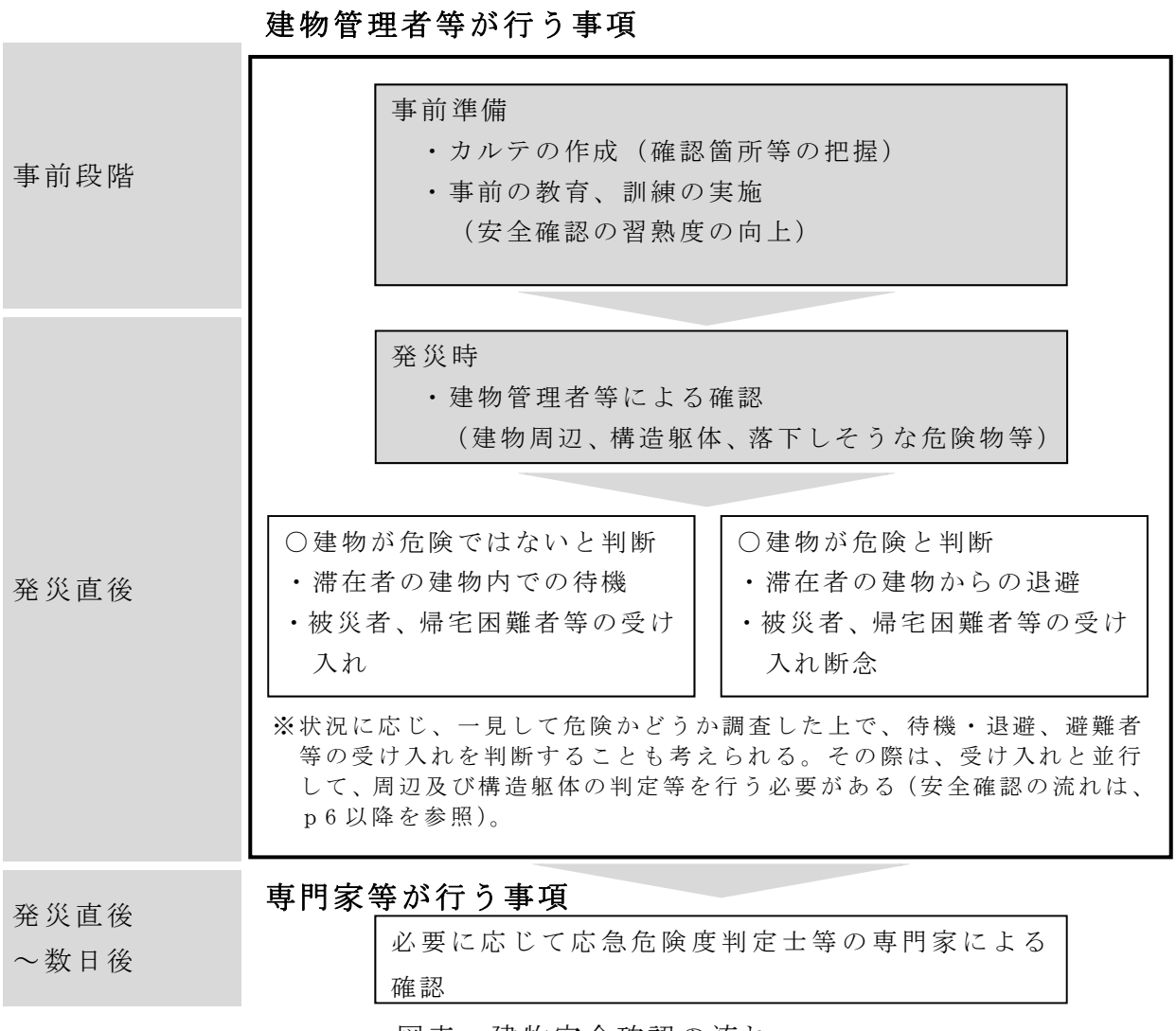

図表　建物安全確認の流れ

第２　建物安全確認に関する事前準備（平常時の対応）

１　役割分担

大規模地震発生時に建物の安全確認を行う者、建物内での待機や建物からの退避、被災者や帰宅困難者等の受け入れを判断する者をあらかじめ決めておく。なお、複数の者で建物の安全確認を行うことが望ましい。

２　事前資料の準備

カルテの作成、安全確認を行う箇所の把握等を行うため、建物の竣工図、構造計算書、増改築に伴う変更図面及び構造計算書などの資料を事前に準備し、カルテ等とあわせて保管することが望ましい。

３　カルテの作成

①　カルテ作成の意義

建築の専門知識を有しない建物管理者等は、一般に、安全確認を行う箇所、安全確認を行う際の基準等を熟知しておらず、事前の情報なしに建物の安全確認を行うことは不可能である。

事前にカルテを作成し、建物の構造等を知ることにより、ひび割れや損傷など構造躯体の被害を調査すべき箇所を事前に把握することが可能となる。

また、平常時のひびわれや建物のゆがみ等を知っておくことで、大規模地震による損傷と区別することができ、地震による建物の被害状況をより正確に判断することができることになる。

②　カルテの作成方法

カルテは、建物の設計者、構造設計者、建築施工業者、建築部門の職員等と作成する。建物の事前確認項目を記入するとともに、図面等に安全確認を行う調査箇所（構造柱、耐力壁、梁等）を記入することにより、調査箇所を事前に把握する。

また、構造設計者や建築施工業者が建物の構造的に一番弱いと考えられる階層や箇所等を調査し、地震発生時に考えられる被害を予測し、地震発生直後に、建物の安全確認を行う場合の調査の順番等を検討することが望ましい。

なお、建物等の状況は年々変化することから、年に１回程度カルテの更新を行うことが望ましい。

4　チェックシートの選択及びカスタマイズ

建物の構造等から該当するチェックシートを選択する。

ただし、別添のチェックシートは汎用的なものとして作成しているものであり、建物の立地場所や建物の構造など建物固有の特徴や規模などに応じてチェック内容を精緻化・高度化することを妨げるものではない。

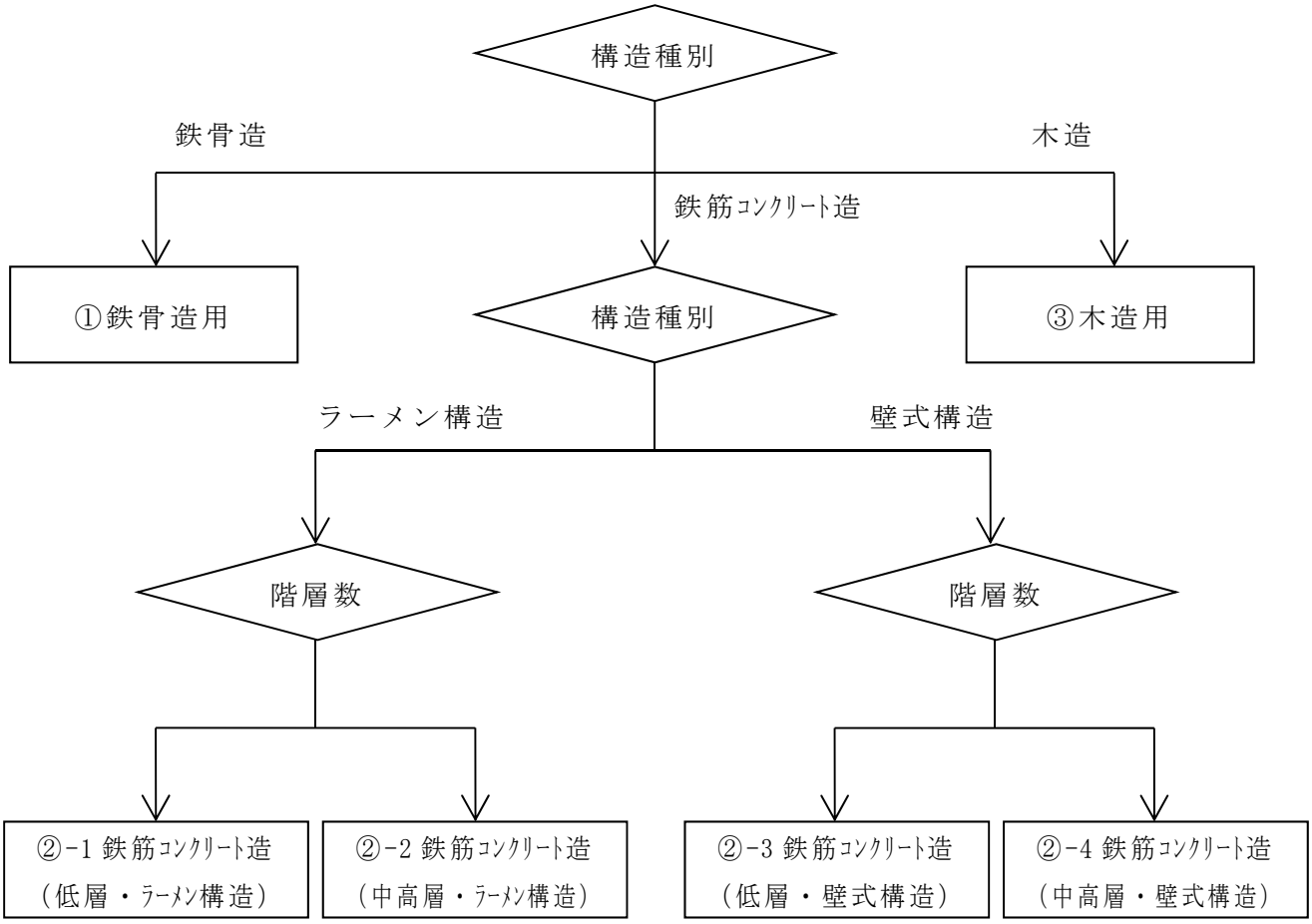

図表　構造別のチェックシートの選択フロー

5　訓練等による運用方法の確認

カルテやチェックシートを建築の専門知識を持たない建物管理者等が運用するには、専門家を交えた事前の教育や訓練を受けることが不可欠である。また、建物等の状況は年々変化すること、建物管理者等も変わることから、年に１回程度チェックシートを用いた安全確認に関する訓練を行い、安全確認を行う調査箇所、安全確認方法等を確認することが望ましい。

第３　被災時の安全確認（被災時の対応）

１　鉄骨造（Ｓ造）の安全確認方法

①　第１次チェック（一見して危険かどうかの調査）

・建物の外部から建物の内部に入っても良いか、内部に待機して良いか否かの確認を行う。

・一見して危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。
（建物の外部から一目みて危険と判断される状況か確認する。）

②　第２次チェック（余震による危険性の調査）

ア　隣接地建築物・周辺地盤等及び構造躯体

・隣接地の建築物・周辺地盤等及び構造躯体の状況より、余震が発生した場合の危険性を確認する。

・構造躯体の損傷は窓枠の変形や損傷、建物の傾きから判断する。

・また、構造躯体（柱材や柱を固定する部材等）が目視で確認できる場合は、柱や柱を固定する部材の損傷状況から構造躯体の損傷を確認する。

・危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。

イ　落下物の点検

・建物内外の落下物（非構造部材等）の状況等から、立入不可の場所を確認する。

・落下物による危険発生のおそれがある場所及び部屋の使用は避けて、それ以外の場所、部屋を使用する。

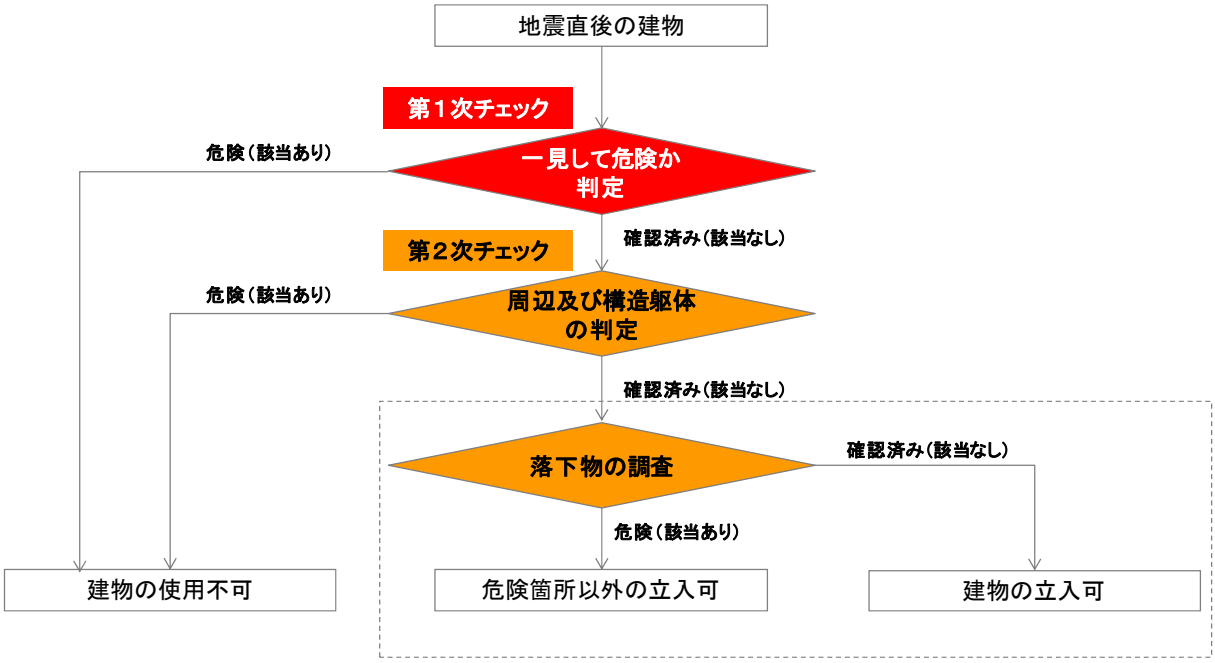

※建物としては使用可の判断

図表　鉄骨造の建物の安全確認の流れ

2　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）の安全確認方法

①　第１次チェック（一見して危険かどうかの調査）

・建物の外部から建物の内部に入っても良いか、内部に待機して良いか否かの確認を行う。

・一見して危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。
（建物の外部から一目みて危険と判断される状況か確認する。）

②　第２次チェック（余震による危険性の調査）

ア　隣接地建築物・周辺地盤等及び構造躯体

・隣接地の建築物・周辺地盤等及び構造躯体の状況より、余震が発生した場合の危険性を確認する。

・低層の建物（全ての階の安全確認を行える建物）は、各階の構造柱や耐力壁の損傷状況等から構造躯体の損傷を判断する。

・中高層以上の建物の場合は、各階のひび割れ及び損傷の箇所数より、被害が最大となっている階を明らかにした上で、その階の構造柱や耐力壁の損傷状況等から構造躯体の損傷を判断する。

・危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。

イ　落下物の点検

・建物内外の落下物（非構造部材等）の状況等から、立入不可の場所を確認する。

・落下物による危険発生のおそれがある場所及び部屋の使用は避けて、それ以外の場所、部屋を使用する。

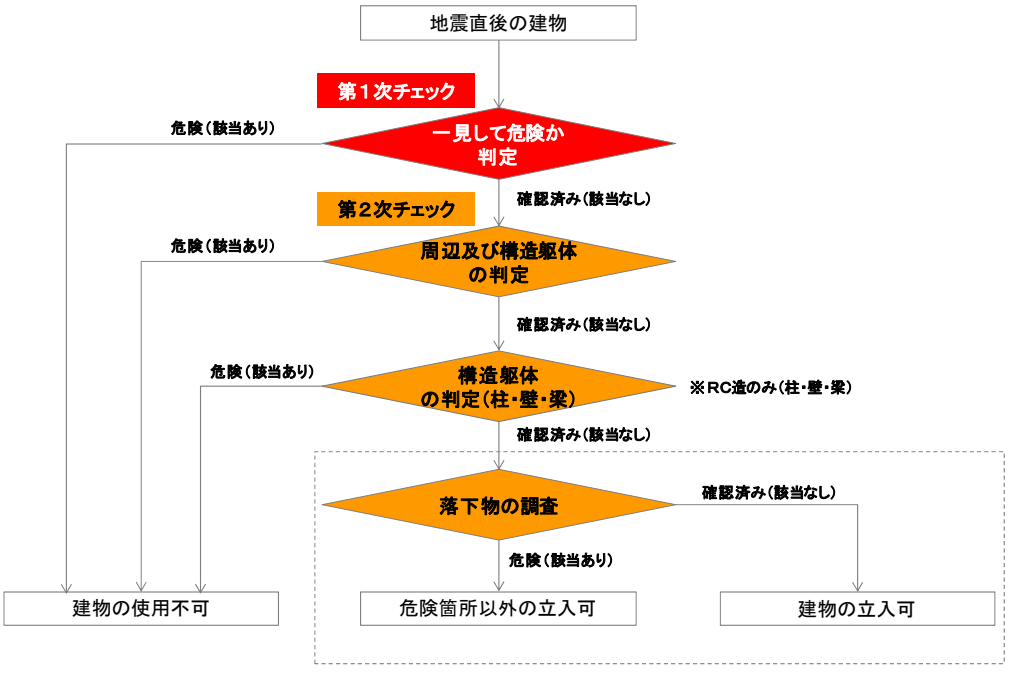

※建物としては使用可の判断

図表　鉄筋コンクリート造の建物の安全確認の流れ

3　木造の安全確認方法

①　第１次チェック（一見して危険かどうかの調査）

・建物の外部から建物の内部に入っても良いか、内部に待機して良いか否かの確認を行う。

・一見して危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。
（建物の外部から一目みて危険と判断される状況か確認する。）

②　第２次チェック（余震による危険性の調査）

ア　隣接地建築物・周辺地盤等及び構造躯体

・隣接地の建築物・周辺地盤等及び構造躯体の状況より、余震が発生した場合の危険性を確認する。

・構造躯体の損傷は建物の傾き、建具のゆがみ、壁の損傷状況等から判断する。

・危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。

イ　落下物の点検

・建物内外の落下物（非構造部材等）の状況等から、立入不可の場所を確認する。

・落下物による危険発生のおそれがある場所及び部屋の使用は避けて、それ以外の場所、部屋を使用する。

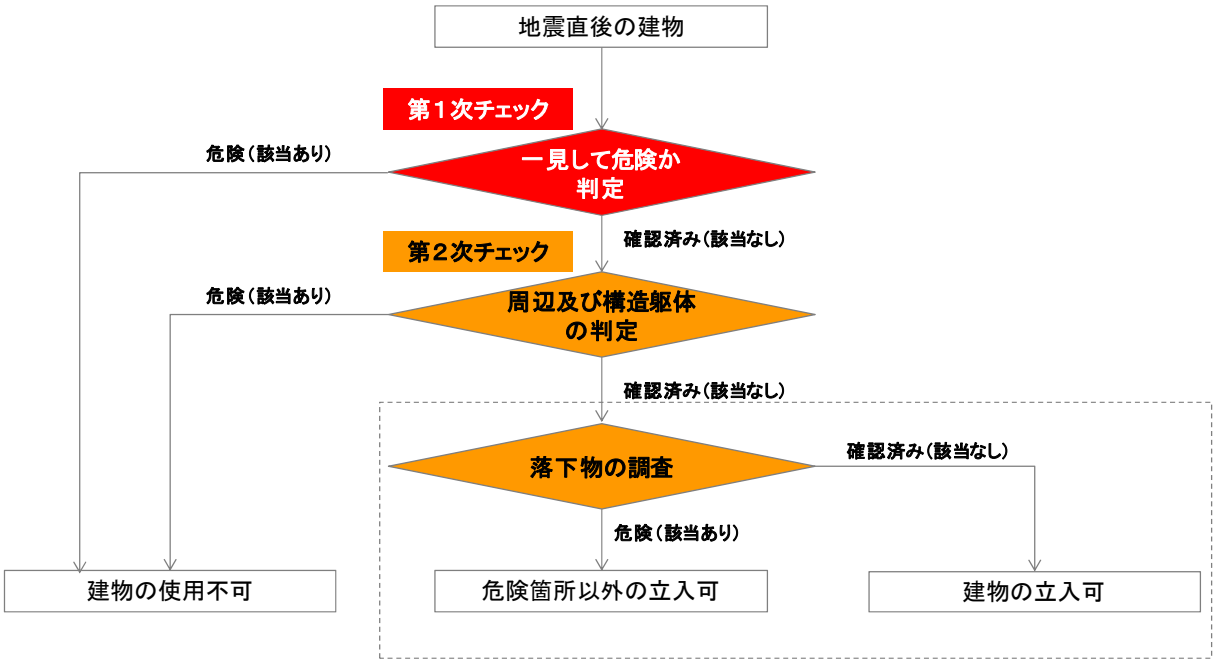

※建物としては使用可の判断

図表　木造の建物の安全確認の流れ

4　安全確認における留意点

①　事前準備の際の留意事項

・カルテの作成、チェックシートを活用した訓練等を行うことにより、安全確認を行う者は、構造躯体の被害を調査する箇所など安全確認を行う箇所を事前に把握しておく。なお、中高層以上の鉄筋コンクリート造の建物において、各階のひび割れ及び損傷の箇所数を確認する者も、安全確認を行う柱、梁、壁の箇所を事前に把握しておく。

・安全確認を行う箇所は、可能な限り平常時の状況を写真等で記録し、カルテに掲載する。

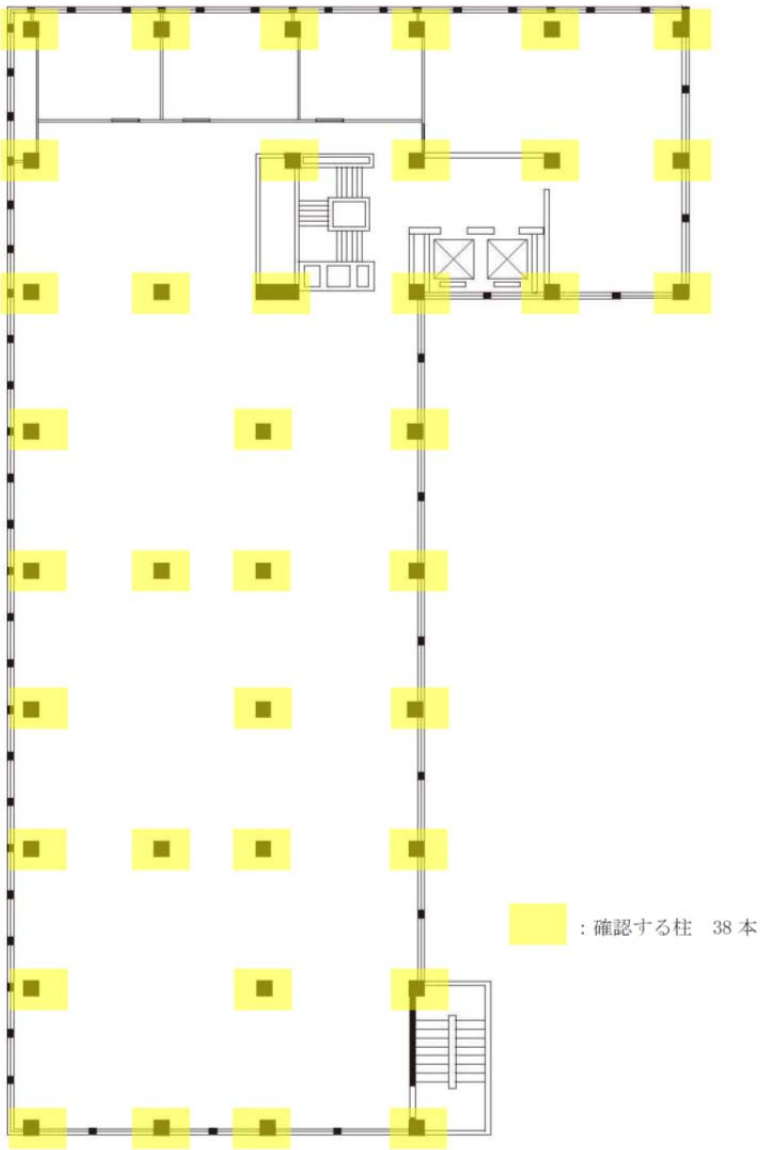

図表　安全確認を行う箇所の図示のイメージ例

② 建物の安全確認時の留意事項

ア 注意すべきひび割れの状態

・本指針では、鉄筋コンクリート造の建物の構造躯体の被害をひび割れ等で判断することとしているが、平常時から建物に入っているひび割れ等と区別するため、カルテ作成時及びチェックシートを活用した訓練時等に、建物の平常時の状況を確認することが望ましい。

・また、大規模災害時においては、特に「裂け目が２mm 以上のひび割れ」「ひびの深さが深いひび割れ」「エックス字のひび割れ」等に注意する必要がある。

図表 平時常時からの表面のひび割れ

図 震災による構造躯体のひび割れ

（出典）右：全国被災建築物 応急危険度判定協議会

イ　天井の確認

・東日本大震災においては、広範囲にわたる地域において、天井の落下がみられた。天井の落下、とくに吹き抜けやホールなどの天井（高天井）の落下は大きな被害につながるが、建築の専門家ではない者が応急的に安全確認を行うことから、本指針では、天井の状況が平常時と比べ違う場合（歪みや隙間、破損、ずれを確認できるときなど）に危険（その天井がある部屋は使用不可）と判断することとする。

・国土交通省では、建築基準法に基づく天井脱落対策の規制を強化するため、天井脱落対策に係る基準を定め、新築建築物等に対して同基準への適合を義務付けた（平成 26 年４月１日施行)。この基準に適合しない天井を有する建物については、特に慎重に安全確認を行うことが望ましい。

図表　天井落下及び損傷の状況

（出典）工学院大学 宮村正光教授

第４　専門家等による安全確認の実施（被災後の対応）

本指針は、被災直後に応急危険度判定士など建築の専門家が到着する前に建物管理者等が緊急かつ応急的に建物の安全確認を行うためのものであることから、本指針によるチェックを行ったあとでも、必要に応じて速やかに建築の専門家による建物の安全確認を受けることが重要である。

第５　カルテ及びチェックシート

本指針で用いるカルテ及びチェックシートを別添に示す。別添の構成は以下のとおり。

別添１　カルテ記入例

別添 2-1　鉄骨造建物の安全確認　カルテ
別添 2-2　鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ
別添 2-3　木造建物の安全確認　カルテ

別添 3-1　鉄骨造用チェックシート
別添 3-2-1　鉄筋及び鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造用チェックシート（低層・ラーメン構造）
別添 3-2-2　鉄筋及び鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造用チェックシート（低層・壁式構造）
別添 3-2-3　鉄筋及び鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造用チェックシート（中高層・ラーメン構造）
別添 3-2-4　鉄筋及び鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造用チェックシート（中高層・壁式構造）
別添 3-3　木造用チェックシート

以上

（チェックシートの写真出典）
一般財団法人日本建築防災協会「被災建築物応急危険度判定マニュアル」、公益財団法人ふくしま海洋科学館、株式会社 日経 BP、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所「中越沖地震に関する調査について」、全国被災建築物応急危険度判定協議会「被災建築物応急危険度判定ＯＱ通信」、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所「淡路島付近を震源とする地震による建築物の被害調査報告」、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所「宮城県北部連続地震による建築物の被害に関する調査結果（速報）」6 頁・11 頁、国土技術政策総合研究所資料第 481 号・建築研究資料第 114 号、国土技術政策総合研究所資料第 486 号・土木研究所資料第 4120 号・建築研究資料第 115 号、建築研究所「えぴすとら」Vol50　1～3 頁、日本大学工学部建築学科ＲＣ構造・材料研究室、弘前大学　津村浩三、木構造建築研究所　田原、東北大学　源栄正人、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所「平成 19 年新潟県中越沖地震による被災建築物の初動調査（速報）」　19 頁、国土技術政策総合研究所資料第 430 号・建築研究資料第 109 号、京都大学防災研究所 DPRI Newsletter　No.21（2001 年 8 月）、日経アーキテクチュア、独立行政法人 建築研究所「建築研究所ニュース」平成 20 年 11 月 14 日号　7 頁、独立行政法人建築研究所、千葉県

※写真の無断転載を禁じます。

別添１　カルテ記入例

記入例

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

建物名称　●●ビル　　記入年月日　平成 26 年○月×日

住所　東京都千代田区永田町●－●－●　　記入者　▲▲　△△

(1) 事前確認項目（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

1. 建築物用途　：　①学校（屋内運動場は除く）　②保育園・幼稚園　③公民館　④集会所
⑤神社・寺院　⑥劇場・ホール　⑦事務所ビル　⑧その他（　　）

※屋内運動場（体育館）については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（平成 25 年８月）の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 階数及び基準階※1：　地上　3　階　地下　1　階　→　基準階※1　3　階

3. 構造種別　：　①鉄筋コンクリート造　②プレキャストコンクリート造　③鉄骨鉄筋コンクリート造
④混構造（　　）と（　　）　⑤その他（　　）

①ラーメン構造　②壁式構造　③その他（　　）

→壁式構造の場合
基準階の耐力壁の延長　　階（　　m）　　階（　　m）

※建物の階数、構造種別（ラーメン構造、壁式構造等）により、チェックシートを選択して下さい。

※壁式構造の場合、基準階の耐力壁の延長は、低層・壁式構造の場合はﾁｪｯｸｼｰﾄｐ3 の⑦、中高層・壁式構造の場合はﾁｪｯｸｼｰﾄｐ5 の⑦の「全体の耐力壁の延長」に相当

4. 建築物規模　：　1 階寸法　約　20　m×約　50　m

5. 建築竣工時期：　①新耐震　前　②新耐震　後　（建築竣工年　西暦　1978　年）

6. 耐震診断　：　①実施済み（実施年　2010　年）　②未実施

→　耐震結果（　　）

7. 耐震補強　：　①実施済み（実施年　2011　年）　②未実施

8. 免震・制震装置の有無
・免震装置の有無　（ 有 ・ 無 ）
：・制振装置の有無　（ 有 ・ 無 ）

9. 吊り天井の有無　：　①あり（「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入）
②なし（「10. 大型の吊物」に進んでください）

→特定天井※2
建築基準法に基づく技術基準に適合した天井※3
（場所　エントランス　）
上記以外の天井　（場所　なし　）

→特定天井以外の天井
補強済みの天井　（場所　なし　）
補強していない天井　（場所　各室　）

※特定天井がある場合、低層の場合はﾁｪｯｸｼｰﾄｐ4 の⑥、中高層の場合はﾁｪｯｸｼｰﾄｐ6 の⑥の調査で優先的に調査することが望ましい。

※1　基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
※2　高さ６ｍを超えかつ面積 200m^2 を超す吊り天井（詳細はｐ４を参照）
※3　「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 25 年国土交通省告示第 771 号）」に定める技術基準に適合した天井

裏面に続きます

記入例

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

（1）事前確認項目（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

10. 大型の吊物　：　①有（照明器具・装飾物・看板・その他（　　））　②無

11. その他（特記事項）

（2）構造所見（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

①基準階（＿＿＿＿＿＿階）の竣工図※4を用意します。

②竣工図に建物の安全確認を行う「構造柱」「耐力壁」等の位置を記入します。

③②で記載した「構造柱」「耐力壁」について、地震発生直後に安全確認を行う場合の調査の順番、調査場所など確認を行う管理者等が理解できるように記入します。

④建物の安全確認を行う「天井」「構造柱」などの写真を撮影し、2,3 ページに貼付します。

※4　竣工図とは、完成した時点の建物の図面

（3）安全確認を行う箇所の平時の写真

・地震発生直後に建物の安全確認を行う「天井」「構造柱」「耐力壁」「構造梁」等の写真を撮影し、貼付します。

・地震発生直後の建物の安全確認（建物の危険性の判断）の際の参考とします。

天井（写真①）

天井（写真②）

構造柱（写真③）

構造柱（写真④）

注１：上記及び次頁の写真は例示です。実際に安全確認を行う建物の写真を撮影し、貼付して下さい。

注２：「ラーメン構造」の場合　→　安全確認を行う構造柱・構造梁の写真を貼付します。
「壁式構造」の場合　→　安全確認を行う耐力壁の写真を貼付します。

2

記入例

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

構造柱（写真⑤）

構造柱（写真⑥）

耐力壁（写真⑦）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑧）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑨）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑩）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

構造梁（写真⑪）

構造梁（写真⑫）

注：竣工図等への記載イメージは６ページを参照してください。
注：「ラーメン構造」の場合　→　安全確認を行う構造柱・構造梁の写真を貼付します。
　　「壁式構造」の場合　　→　安全確認を行う耐力壁の写真を貼付します。

記入例

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

（事前確認項目の解説）

項目	解説
1. 建築物用途	・避難建物の平常時の利用用途
2. 階数及び基準階	・建物が何階建てか ・基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
3. 構造種別	・建物構造の主材料の種類
4. 建築物規模	・建物の面積、広さ
5. 建築竣工時期	・新耐震基準（1981 年（昭和 56 年））に適合した建物か。また建物が竣工した年月。
6. 耐震診断	・該当建物が、新耐震基準以上の耐震性を有するかの調査・診断の有無
7. 耐震補強	・新耐震基準見合う耐震性の建物にするための補強工事の有無
8. 免震・制震装置の有無	・免震装置の有無：建物と地盤の間を切り離すことにより、地震力をなるべく受けない（免れる）ようにする装置の有無 ・制震装置の有無：建物内に設置して振動を吸収することにより、地震動を制御する装置の有無 **免震装置がある建物（免震構造）**　**制振装置がある建物（制振構造）** 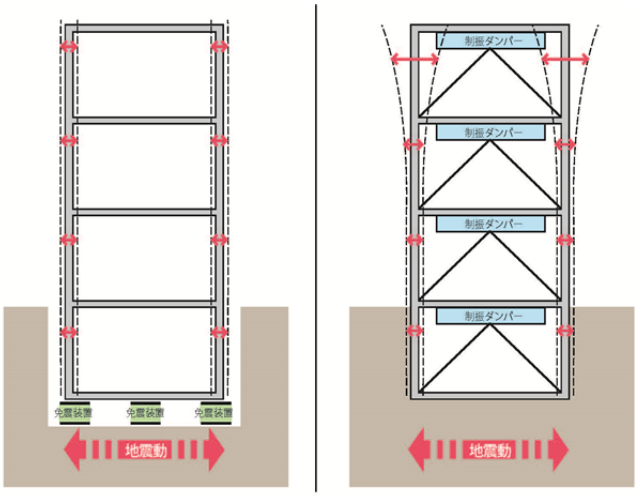 ↔ は、地震による「揺れ幅」
9. 吊り天井の有無	・吊り天井とは、天井裏の構造体に装着した吊りボルトから吊り下げた格子状の骨組み等に天井の仕上げ材を取り付けてある天井 ・特定天井とは、吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの（詳細は平成 25 年国土交通省告示第 771 号　第２に規定） １　居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの ２　高さが６ｍを超え、水平投影面積が 200 ㎡を超えるもの ３　天井面構成部材等の単位面積質量が２キログラムを超えるもの（天井を構成する部材の質量が２kg/㎡を超えるもの）
10. 大型の吊物	・大型の照明器具や装飾物などで、天井から吊り下げられたもの
11. その他	・その他、上記以外の建物ごとの安全確認に関連する事項を記載（例えば、落下する可能性がある物（タンクや室外機等）の場所やエキスパンションジョイントの場所など）

記入例

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

（竣工図に含まれる図面の解説）

図面の種類	解説
意匠図	概要書、特記仕様書、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、かなばかり図、平面詳細図、などから構成されており、建物の配置や計画、各部の構成、仕上げ材質、色彩などの仕様を具体的かつ詳細に示した図面と書類からなる。 構造図には表記されない非構造壁なども記載され、各部の寸法、材質や仕上など、予備診断や耐震診断の際に実際の建物の状況を把握するにも、耐震化を検討する際にも重要な書類である。
構造図	概要書、梁伏図、軸組図、柱／梁リスト、構造計算書などにより構成された建物の構造体を規定した図面である。 概要書には RC 造、S 造やラーメン構造といった基本的な構造形式が記載されており、建物の規模や階数とあわせ耐震診断のレベルを判定することができる。構造計算書と共に耐震診断に必須の書類となる。
設備図	空調設備、電気設備、衛生設備、搬送設備（エレベータ/エスカレータ）などについて、機器の仕様や配線、配管などを記載した図面である（耐震化に直接関わる図面ではないが、補強計画を行う際の影響を確認する際は重要）。 また、実際に地震が発生し被害が出た場合、各種機能の復旧には必須の重要な図面である。

記入例

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

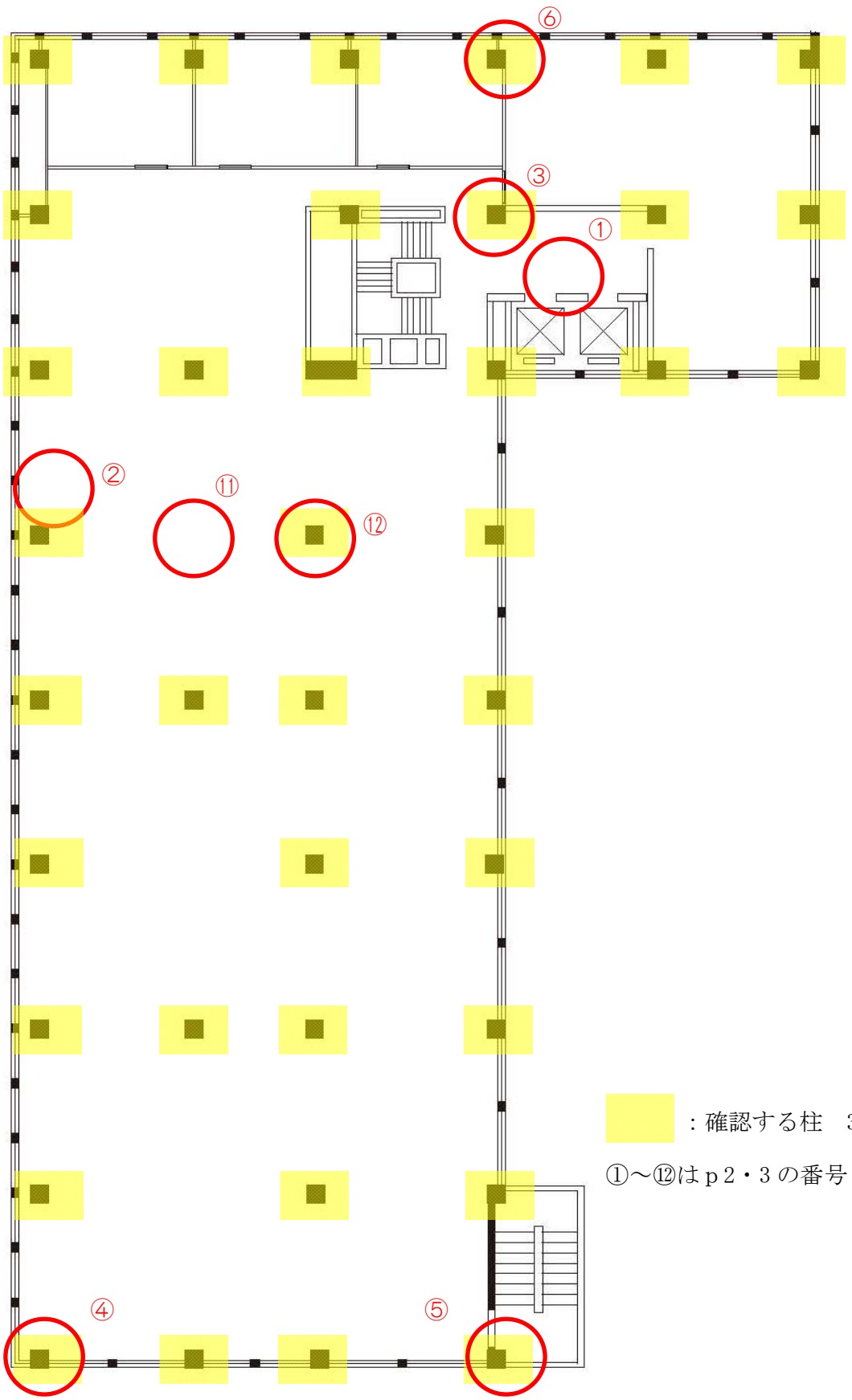

：確認する柱　38 本

①～⑫はｐ2・3 の番号と対応

別添2-1　鉄骨造建物の安全確認　カルテ

鉄骨造建物の安全確認　カルテ

建物名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　記入年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（1）事前確認項目（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

1. 建築物用途　：　①学校（屋内運動場は除く）　②保育園・幼稚園　③公民館　④集会所
⑤神社・寺院　⑥劇場・ホール　⑦事務所ビル　⑧その他（　　）

※屋内運動場（体育館）については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（平成 25 年８月）の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 階数及び基準階※1：　地上＿＿＿＿階　地下＿＿＿＿階　→　基準階※1＿＿＿＿＿＿階

3. 構造形式　：　①ラーメン構造　②ブレース構造　③プレファブ　④その他（＿＿＿＿＿＿）

4. 建築物規模　：　1 階寸法　約＿＿＿＿＿＿m×約＿＿＿＿＿＿m

5. 建築竣工時期：　①新耐震　前　②新耐震　後　（建築竣工年　西暦＿＿＿＿年）

6. 耐震診断　：　①実施済み（実施年＿＿＿＿年）　②未実施
→　耐震結果（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

7. 耐震補強　：　①実施済み（実施年＿＿＿＿年）　②未実施

8. 免震・制震装置の有無　：
・免震装置の有無　（ 有 ・ 無 ）
・制振装置の有無　（ 有 ・ 無 ）

9. 吊り天井の有無　：　①あり（「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入）
②なし（「10. 大型の吊物」に進んでください）

→特定天井※2
建築基準法に基づく技術基準に適合した天井※3
（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
上記以外の天井　（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

→特定天井以外の天井
補強済みの天井　（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
補強していない天井　（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※特定天井がある場合、ﾁｪｯｸシートｐ3 の⑦調査で優先的に調査することが望ましい。

10. 大型の吊物　：　①有（照明器具・装飾物・看板・その他（　　））　②無

11. その他（特記事項）

※１　基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
※２　高さ６ｍを超えかつ面積 200m^{2}を超す吊り天井（詳細はｐ３を参照）
※３　「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 25 年国土交通省告示第 771 号）」に定める技術基準に適合した天井

（2）構造所見（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

①基準階（＿＿＿＿＿＿階）の竣工図※4を用意します。

②建物の安全確認を行う箇所の写真を撮影し、2,3 ページに貼付します。

※４　竣工図とは、完成した時点の建物の図面

(3) 安全確認を行う箇所の平時の写真

・地震発生直後に建物の安全確認を行う「天井」等の写真を撮影し、貼付します。また、大震災前の平時から平時から窓枠周辺にひび等の損傷が見られる場合、同箇所の写真を撮影し、貼付します。

・地震発生直後の建物の安全確認（建物の危険性の判断）の際の参考とします。

天井（写真①）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真②）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真③）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真④）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

主な窓枠周辺のひび等の損傷（写真⑤）

安全確認を行う建物において、平常時から窓枠周辺にひび等の損傷が見られる場合、損傷の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷かどうか判断する際の参考とします）。

主な窓枠周辺のひび等の損傷（写真⑥）

安全確認を行う建物において、平常時から窓枠周辺にひび等の損傷が見られる場合、損傷の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷かどうか判断する際の参考とします）。

（事前確認項目の解説）

項目	解説
1. 建築物用途	・避難建物の平常時の利用用途
2. 階数及び基準階	・建物が何階建てか ・基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
3. 構造形式	・建物構造の主材料の種類
4. 建築物規模	・建物の面積、広さ
5. 建築竣工時期	・新耐震基準（1981 年（昭和 56 年））に適合した建物か。また建物が竣工した年月。
6. 耐震診断	・該当建物が、新耐震基準以上の耐震性を有するかの調査・診断の有無
7. 耐震補強	・新耐震基準見合う耐震性の建物にするための補強工事の有無
8. 免震・制震装置の有無	・免震装置の有無：建物と地盤の間を切り離すことにより、地震力をなるべく受けない（免れる）ようにする装置の有無 ・制震装置の有無：建物内に設置して振動を吸収することにより、地震動を制御する装置の有無 **免震装置がある建物（免震構造）**　**制振装置がある建物（制振構造）** 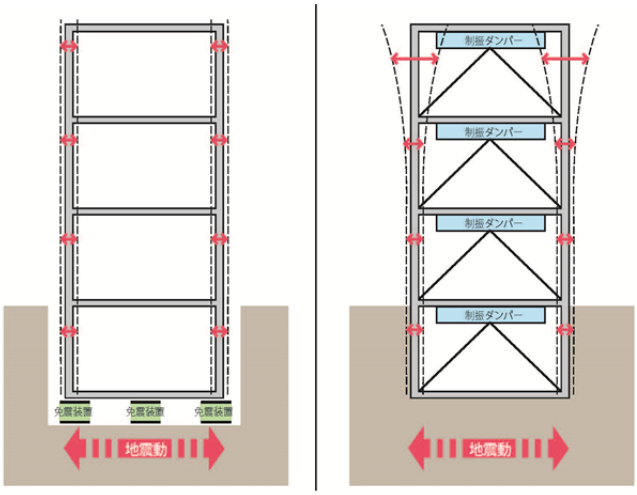 ↔ は、地震による「揺れ幅」
9. 吊り天井の有無	・吊り天井とは、天井裏の構造体に装着した吊りボルトから吊り下げた格子状の骨組み等に天井の仕上げ材を取り付けてある天井 ・特定天井とは、吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの（詳細は平成 25 年国土交通省告示第 771 号　第２に規定） １　居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの ２　高さが６ｍを超え、水平投影面積が 200 ㎡を超えるもの ３　天井面構成部材等の単位面積質量が２キログラムを超えるもの（天井を構成する部材の質量が２kg/㎡を超えるもの）
10. 大型の吊物	・大型の照明器具や装飾物などで、天井から吊り下げられたもの
11. その他	・その他、上記以外の建物ごとの安全確認に関連する事項を記載（例えば、落下する可能性がある物（タンクや室外機等）の場所やエキスパンションジョイントの場所など）

（竣工図に含まれる図面の解説）

図面の種類	解説
意匠図	概要書、特記仕様書、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、かなばかり図、平面詳細図、などから構成されており、建物の配置や計画、各部の構成、仕上げ材質、色彩などの仕様を具体的かつ詳細に示した図面と書類からなる。 構造図には表記されない非構造壁なども記載され、各部の寸法、材質や仕上など、予備診断や耐震診断の際に実際の建物の状況を把握するにも、耐震化を検討する際にも重要な書類である。
構造図	概要書、梁伏図、軸組図、柱／梁リスト、構造計算書などにより構成された建物の構造体を規定した図面である。 概要書には RC 造、S 造やラーメン構造といった基本的な構造形式が記載されており、建物の規模や階数とあわせ耐震診断のレベルを判定することができる。構造計算書と共に耐震診断に必須の書類となる。
設備図	空調設備、電気設備、衛生設備、搬送設備（エレベータ/エスカレータ）などについて、機器の仕様や配線、配管などを記載した図面である（耐震化に直接関わる図面ではないが、補強計画を行う際の影響を確認する際は重要)。 また、実際に地震が発生し被害が出た場合、各種機能の復旧には必須の重要な図面である。

別添2-2　鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

建物名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　記入年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(1) 事前確認項目（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

1. 建築物用途 ：
①学校（屋内運動場は除く）　②保育園・幼稚園　③公民館　④集会所
⑤神社・寺院　⑥劇場・ホール　⑦事務所ビル　⑧その他（　　）

※屋内運動場（体育館）については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（平成 25 年８月）の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 階数及び基準階[※1] ：
地上＿＿＿＿階　地下＿＿＿＿階　→　基準階[※1] ＿＿＿＿＿＿階

3. 構造種別 ：
①鉄筋コンクリート造　②プレキャストコンクリート造　③鉄骨鉄筋コンクリート造
④混構造（＿＿＿＿＿＿）と（＿＿＿＿＿＿）　⑤その他（＿＿＿＿＿＿）

①ラーメン構造　②壁式構造　③その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

→壁式構造の場合
基準階の耐力壁の延長　＿＿階（＿＿＿＿m）　＿＿階（＿＿＿＿m）

※建物の階数、構造種別（ラーメン構造、壁式構造等）により、チェックシートを選択して下さい。
※壁式構造の場合、基準階の耐力壁の延長は、低層・壁式構造の場合はﾁｪｯｸｼｰﾄｐ3 の⑦、中高層・壁式構造の場合はﾁｪｯｸｼｰﾄｐ5 の⑦の「全体の耐力壁の延長」に相当

4. 建築物規模 ：
1 階寸法　約＿＿＿＿＿＿m×約＿＿＿＿＿＿m

5. 建築竣工時期 ：
①新耐震　前　②新耐震　後　（建築竣工年　西暦＿＿＿＿年）

6. 耐震診断 ：
①実施済み（実施年＿＿＿＿年）　②未実施

→　耐震結果（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

7. 耐震補強 ：
①実施済み（実施年＿＿＿＿年）　②未実施

8. 免震・制震装置の有無 ：
・免震装置の有無　（ 有 ・ 無 ）
・制振装置の有無　（ 有 ・ 無 ）

9. 吊り天井の有無 ：
①あり（「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入）
②なし（「10. 大型の吊物」に進んでください）

→特定天井[※2]
建築基準法に基づく技術基準に適合した天井[※3]
（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
上記以外の天井　（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

→特定天井以外の天井
補強済みの天井　（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
補強していない天井　（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※特定天井がある場合、低層の場合はﾁｪｯｸｼｰﾄｐ4 の⑥、中高層の場合はﾁｪｯｸｼｰﾄｐ6 の⑥の調査で優先的に調査することが望ましい。

※１　基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
※２　高さ６ｍを超えかつ面積 200m^2 を超す吊り天井（詳細はｐ４を参照）
※３　「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 25 年国土交通省告示第 771 号）」に定める技術基準に適合した天井

裏面に続きます

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

（1）事前確認項目（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

10. 大型の吊物 ： ①有（照明器具・装飾物・看板・その他（　　））　②無

11. その他（特記事項）

（2）構造所見（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

①基準階（＿＿＿＿＿＿階）の竣工図※4を用意します。

②竣工図に建物の安全確認を行う「構造柱」「耐力壁」等の位置を記入します。

③②で記載した「構造柱」「耐力壁」について、地震発生直後に安全確認を行う場合の調査の順番、調査場所など確認を行う管理者等が理解できるように記入します。

④建物の安全確認を行う「天井」「構造柱」などの写真を撮影し、2,3 ページに貼付します。

※4　竣工図とは、完成した時点の建物の図面

（3）安全確認を行う箇所の平時の写真

・地震発生直後に建物の安全確認を行う「天井」「構造柱」「耐力壁」「構造梁」等の写真を撮影し、貼付します。
・地震発生直後の建物の安全確認（建物の危険性の判断）の際の参考とします。

天井（写真①）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真②）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

構造柱（写真③）

安全確認を行う建物（ﾗｰﾒﾝ構造）において、安全確認を行う構造柱の
写真を撮影して、貼付します。

構造柱（写真④）

安全確認を行う建物（ﾗｰﾒﾝ構造）において、安全確認を行う構造柱の
写真を撮影して、貼付します。

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認　カルテ

構造柱（写真⑤）

安全確認を行う建物（ﾗｰﾒﾝ構造）において、安全確認を行う構造柱の写真を撮影して、貼付します。

構造柱（写真⑥）

安全確認を行う建物（ﾗｰﾒﾝ構造）において、安全確認を行う構造柱の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑦）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑧）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑨）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑩）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

構造梁（写真⑪）

安全確認を行う建物（ﾗｰﾒﾝ構造）において、安全確認を行う構造梁の写真を撮影して、貼付します。

構造梁（写真⑫）

安全確認を行う建物（ﾗｰﾒﾝ構造）において、安全確認を行う構造梁の写真を撮影して、貼付します。

（事前確認項目の解説）

項目	解説
1. 建築物用途	・避難建物の平常時の利用用途
2. 階数及び基準階	・建物が何階建てか ・基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
3. 構造種別	・建物構造の主材料の種類
4. 建築物規模	・建物の面積、広さ
5. 建築竣工時期	・新耐震基準（1981 年（昭和 56 年））に適合した建物か。また建物が竣工した年月。
6. 耐震診断	・該当建物が、新耐震基準以上の耐震性を有するかの調査・診断の有無
7. 耐震補強	・新耐震基準見合う耐震性の建物にするための補強工事の有無
8. 免震・制震装置の有無	・免震装置の有無：建物と地盤の間を切り離すことにより、地震力をなるべく受けない（免れる）ようにする装置の有無 ・制震装置の有無：建物内に設置して振動を吸収することにより、地震動を制御する装置の有無 **免震装置がある建物（免震構造）**　**制振装置がある建物（制振構造）** 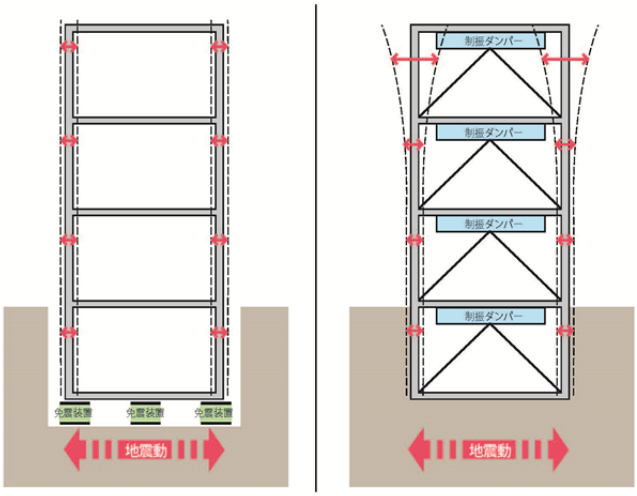 ↔ は、地震による「揺れ幅」
9. 吊り天井の有無	・吊り天井とは、天井裏の構造体に装着した吊りボルトから吊り下げた格子状の骨組み等に天井の仕上げ材を取り付けてある天井 ・特定天井とは、吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの（詳細は平成 25 年国土交通省告示第 771 号　第２に規定） １　居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの ２　高さが６ｍを超え、水平投影面積が 200 ㎡を超えるもの ３　天井面構成部材等の単位面積質量が２キログラムを超えるもの（天井を構成する部材の質量が２kg/㎡を超えるもの）
10. 大型の吊物	・大型の照明器具や装飾物などで、天井から吊り下げられたもの
11. その他	・その他、上記以外の建物ごとの安全確認に関連する事項を記載（例えば、落下する可能性がある物（タンクや室外機等）の場所やエキスパンションジョイントの場所など）

（竣工図に含まれる図面の解説）

図面の種類	解説
意匠図	概要書、特記仕様書、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、かなばかり図、平面詳細図、などから構成されており、建物の配置や計画、各部の構成、仕上げ材質、色彩などの仕様を具体的かつ詳細に示した図面と書類からなる。 構造図には表記されない非構造壁なども記載され、各部の寸法、材質や仕上など、予備診断や耐震診断の際に実際の建物の状況を把握するにも、耐震化を検討する際にも重要な書類である。
構造図	概要書、梁伏図、軸組図、柱／梁リスト、構造計算書などにより構成された建物の構造体を規定した図面である。 概要書には RC 造、S 造やラーメン構造といった基本的な構造形式が記載されており、建物の規模や階数とあわせ耐震診断のレベルを判定することができる。構造計算書と共に耐震診断に必須の書類となる。
設備図	空調設備、電気設備、衛生設備、搬送設備（エレベータ/エスカレータ）などについて、機器の仕様や配線、配管などを記載した図面である（耐震化に直接関わる図面ではないが、補強計画を行う際の影響を確認する際は重要）。 また、実際に地震が発生し被害が出た場合、各種機能の復旧には必須の重要な図面である。

別添2-3　木造建物の安全確認　カルテ

木造建物の安全確認　カルテ

建物名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　記入年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（1）事前確認項目（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

1. 建築物用途　：　①学校（屋内運動場は除く）　②保育園・幼稚園　③公民館　④集会所
⑤神社・寺院　⑥劇場・ホール　⑦事務所ビル　⑧その他（　　）

※屋内運動場（体育館）については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（平成 25 年８月）の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 構造形式　：　①在来（軸組）構法　②枠（壁）構法　③プレファブ　④その他（　　）

3. 階数及び基準階[※1]：　＿＿＿＿階建　→　基準階[※1] ＿＿＿＿階

4. 建築物規模　：　1 階寸法　約＿＿＿＿m×約＿＿＿＿m

5. 建築竣工時期：　①新耐震　前　②新耐震　後　（建築竣工年　西暦＿＿＿＿年）

6. 耐震診断　：　①実施済み（実施年＿＿＿＿年）　②未実施
→　耐震結果（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

7. 耐震補強　：　①実施済み（実施年＿＿＿＿年）　②未実施

8. 免震・制震装置の有無
・免震装置の有無　（ 有 ・ 無 ）
・制振装置の有無　（ 有 ・ 無 ）

9. 吊り天井の有無　：
①あり（「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入）
②なし（「10. 大型の吊物」に進んでください）

→特定天井[※2]
建築基準法に基づく技術基準に適合した天井[※3]（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
上記以外の天井　（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

→特定天井以外の天井
補強済みの天井　（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
補強していない天井　（場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※特定天井がある場合、ﾁｪｯｸシートｐ３の⑥の調査で優先的に調査することが望ましい。

10. 大型の吊物　：　①有（照明器具・装飾物・看板・その他（　　））　②無

11. 屋根材　：　①瓦　②スレート　③鋼板　④その他（　　）

12. その他（特記事項）

※１　基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
※２　高さ６ｍを超えかつ面積 200m^{2}を超す吊り天井（詳細はｐ４を参照）
※３　「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 25 年国土交通省告示第 771 号）」に定める技術基準に適合した天井

（2）構造所見（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

①基準階（＿＿＿＿階）の竣工図[※4]を用意します。

②竣工図に建物の安全確認を行う「基礎や土台」等の位置を記入します。

裏面に続きます

（2）構造所見（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

③②で記載した「基礎や土台」等について、地震発生直後に安全確認を行う場合の調査の順番、調査場所など確認を行う管理者等が理解できるように記入します。

④建物の安全確認を行う「天井」「基礎や土台」「壁」等の写真を撮影し、2,3ページに貼付します。

※4　竣工図とは、完成した時点の建物の図面

（3）安全確認を行う箇所の平時の写真

・地震発生直後に建物の安全確認を行う「天井」「基礎や土台」「壁」等の写真を撮影し、貼付します。

・地震発生直後の建物の安全確認（建物の危険性の判断）の際の参考とします。

天井（写真①）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真②）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

基礎や土台（写真③）

安全確認を行う建物において、
平常時の基礎や土台の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

基礎や土台（写真④）

安全確認を行う建物において、
平常時の基礎や土台の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

基礎や土台（写真⑤）

安全確認を行う建物において、
平常時の基礎や土台の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

基礎や土台（写真⑥）

安全確認を行う建物において、
平常時の基礎や土台の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

木造建物の安全確認　カルテ

壁（写真⑦）

安全確認を行う建物において、
平常時の壁の状況を写真撮影し
貼付します（安全確認を行う際に、
地震による損傷があるか判断する
際の参考とします)。

壁（写真⑧）

安全確認を行う建物において、
平常時の壁の状況を写真撮影し
貼付します（安全確認を行う際に、
地震による損傷があるか判断する
際の参考とします)。

壁（写真⑨）

安全確認を行う建物において、
平常時の壁の状況を写真撮影し
貼付します（安全確認を行う際に、
地震による損傷があるか判断する
際の参考とします)。

壁（写真⑩）

安全確認を行う建物において、
平常時の壁の状況を写真撮影し
貼付します（安全確認を行う際に、
地震による損傷があるか判断する
際の参考とします)。

その他（写真⑪）

安全確認を行う建物において、その他安全確認を行った方が良い箇所※の平常時の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします)。

※確認箇所は構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者に相談の上、設定してください。

その他（写真⑫）

安全確認を行う建物において、その他安全確認を行った方が良い箇所※の平常時の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします)。

※確認箇所は構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者に相談の上、設定してください。

その他（写真⑬）

安全確認を行う建物において、その他安全確認を行った方が良い箇所※の平常時の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします)。

※確認箇所は構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者に相談の上、設定してください。

その他（写真⑭）

安全確認を行う建物において、その他安全確認を行った方が良い箇所※の平常時の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします)。

※確認箇所は構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者に相談の上、設定してください。

（事前確認項目の解説）

項目	解説
1. 建築物用途	・避難建物の平常時の利用用途
2. 構造形式	・建物あるいはその部分の仕法、性能などをふまえた構成方法
3. 階数及び基準階	・建物が何階建てか ・基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
4. 建築物規模	・建物の面積、広さ
5. 建築竣工時期	・新耐震基準（1981 年（昭和 56 年））に適合した建物か。また建物が竣工した年月。
6. 耐震診断	・該当建物が、新耐震基準以上の強度を有するかの調査・診断の有無
7. 耐震補強	・新耐震基準見合う強さの建物にするための補強工事の有無
8. 免震・制震装置の有無	・免震装置の有無：建物と地盤の間を切り離すことにより、地震力をなるべく受けない（免れる）ようにする装置の有無 ・制震装置の有無：建物内に設置して振動を吸収することにより、地震動を制御する装置の有無 **免震装置がある建物（免震構造）**　**制振装置がある建物（制振構造）** 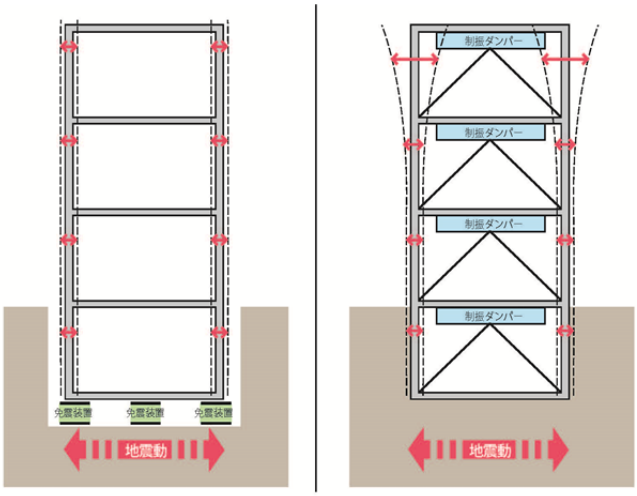 ↔ は、地震による「揺れ幅」
9. 吊り天井の有無	・吊り天井とは、天井裏の構造体に装着した吊りボルトから吊り下げた格子状の骨組み等に天井の仕上げ材を取り付けてある天井 ・特定天井とは、吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの（詳細は平成 25 年国土交通省告示第 771 号　第２に規定） １　居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの ２　高さが６ｍを超え、水平投影面積が 200 ㎡を超えるもの ３　天井面構成部材等の単位面積質量が２キログラムを超えるもの（天井を構成する部材の質量が２kg/㎡を超えるもの）
10. 大型の吊物	・大型の照明器具や装飾物などで、天井から吊り下げられたもの
11. 屋根材	・外部の屋根の素材（瓦・鋼板・スレート等）
12. その他	・その他、上記以外の建物ごとの安全確認に関連する事項を記載（例えば、落下する可能性がある物（タンクや室外機等）の場所やエキスパンションジョイントの場所など）

（竣工図に含まれる図面の解説）

図面の種類	解説
意匠図	概要書、特記仕様書、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、かなばかり図、平面詳細図、などから構成されており、建物の配置や計画、各部の構成、仕上げ材質、色彩などの仕様を具体的かつ詳細に示した図面と書類からなる。 構造図には表記されない非構造壁なども記載され、各部の寸法、材質や仕上など、予備診断や耐震診断の際に実際の建物の状況を把握するにも、耐震化を検討する際にも重要な書類である。
構造図	概要書、梁伏図、軸組図、柱／梁リスト、構造計算書などにより構成された建物の構造体を規定した図面である。 概要書には RC 造、S 造やラーメン構造といった基本的な構造形式が記載されており、建物の規模や階数とあわせ耐震診断のレベルを判定することができる。構造計算書と共に耐震診断に必須の書類となる。
設備図	空調設備、電気設備、衛生設備、搬送設備（エレベータ/エスカレータ）などについて、機器の仕様や配線、配管などを記載した図面である（耐震化に直接関わる図面ではないが、補強計画を行う際の影響を確認する際は重要）。 また、実際に地震が発生し被害が出た場合、各種機能の復旧には必須の重要な図面である。

別添 3-1　鉄骨造用チェックシート

鉄骨造（S造）

□ 外部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第1次	**外部から一見して危険かどうかの調査**

（1）外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が崩壊している。又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第２次　余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）_____　氏名：_____

連絡先：_____

鉄骨造（S造）

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

（2）隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被害例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
避難建物の構造躯体	③ 窓枠が変形、又は損傷している。	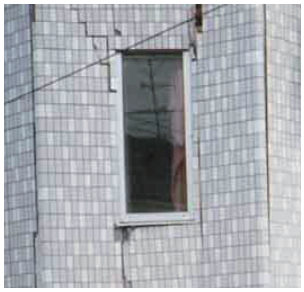		危険なため 建物の使用不可
	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を数カ所ずつ調査する。	床に置いたビー玉が転がる 目安　1/300以上の傾斜		危険なため 建物の使用不可
	⑤ 傾いている階があり、その階が最上階、又は上階が1層のみの場合、その階の柱の傾きが1/100以上ある。 （下げ振り等を利用し確認）	 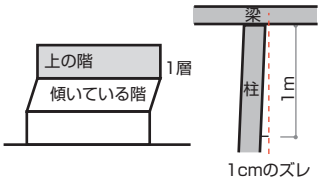		危険なため 建物の使用不可
	⑥ 傾いている階があり、その階の上階が2層以上の場合、その階の柱の傾きが1/200以上ある。 （下げ振り等を利用し確認）	 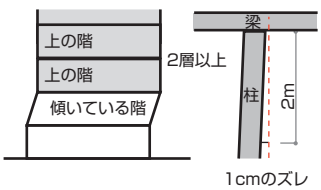		危険なため 建物の使用不可

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（3）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____　氏名：_____

連絡先：_____

鉄骨造（S造）

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

（3）落下物の点検

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
屋根	① 屋根材がずれている。 又は、破損していて落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
窓	② 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	③〔**湿式壁**（注1）**の場合**〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	④〔**乾式壁**（注2）**の場合**〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	⑤ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。	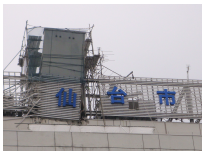		落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑥ 屋外階段が傾斜、破損している。	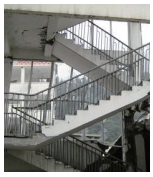		屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑦ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等の高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。
「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

（注1）湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

（注2）乾式壁とは、釘や ビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

鉄骨造（S造）〈構造躯体が調査可能な場合、以下の調査項目を確認〉

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
構造躯体用	**余震による危険性の調査**

（4）被害最大階の構造躯体調査

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
被害最大の階（　階）	① 柱や柱を固定する構造上重要な部材が変形、又は破断している。	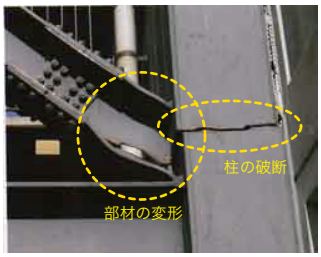		危険なため 建物の使用不可
	② 柱と柱の間の筋かい※が被害最大階全体の20%以上切れている。 破断本数　ⓐ　____本 全体筋かい本数　ⓑ　____本 破断率　ⓐ×ⓑ×100　____% ※柱と柱の間に斜めに入れて建築物や足場の構造を補強する部材 。	 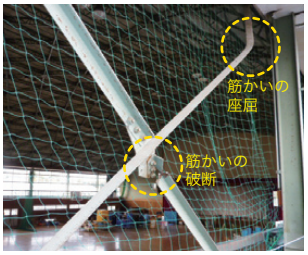		危険なため 建物の使用不可
	③ 柱と梁の接合部やボルト、部材等が破壊されている。			危険なため 建物の使用不可
	④ 柱の根本が著しく破壊※されている。 ※柱の固定の力が期待できない程度に著しく破壊されている。			危険なため 建物の使用不可

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、建物の使用可能。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____　氏名：_____

連絡先：_____

（注 3）筋かいとは、柱と柱の間に斜めに入れて建築物や足場の構造を補強する部材 。

別添 3-2-1　鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート

（低層・ラーメン構造）

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)

〈低層・ラーメン構造(注1)〉

□ 外部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第1次	**外部から一見して危険かどうかの調査**

（1）外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第２次　余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）_____　氏名：_____

連絡先：_____

（注1）ラーメン構造とは、柱と梁が一体化した構造のこと。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈低層・ラーメン構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起していている。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため 建物の使用不可
構造躯体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※ 建物1階から順番に各階を数カ所ずつ調査する。	床に置いた ゴルフボールが転がる 目安　1/60以上の傾斜		危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、第2次 (3)各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：(所属)_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈低層・ラーメン構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(3) 各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
各階の柱・梁の損傷	⑤ 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている構造柱・構造梁が1本以上ある。 又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。			危険なため 建物の使用不可
	⑥ 大きなひび割れ（裂け目が2㎜以上又は、深いひび割れ等）が多数あり表面のコンクリートもはがれ落ちているが、鉄筋は曲がっておらず、内部コンクリートも落ちていない構造柱・構造梁が、全体の10%以上ある。 損傷箇所本数 ⓐ _____本 全体柱本数 ⓑ _____本 損傷率 ⓐ/ⓑ×100 _____% 損傷率が10%以上ある	2 ㎜以上の深いひび割れ 鉄筋は曲がっておらず、内部コンクリートも落ちていない構造柱		危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（4）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈低層・ラーメン構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(4) 落下物の調査

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	②〔湿式壁 (注3) の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③〔乾式壁 (注4) の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。	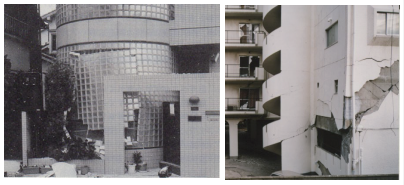		落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。
「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

(注3) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注4) 乾式壁とは、釘や ビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

別添 3-2-2　鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート

（低層・壁式構造）

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)

〈低層・壁式構造(注1)〉

□ 外部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第1次	**外部から一見して危険かどうかの調査**

（1）外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、 看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第２次　余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）_____　氏名：_____

連絡先：_____

（注1）壁式構造とは、柱や梁がなく、壁だけの構造のこと。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈低層・壁式構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起していている。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため 建物の使用不可
構造躯体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を<u>数カ所ずつ</u>調査する。	床に置いた ゴルフボールが転がる 目安　1/60以上の傾斜		危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、第2次 (3)各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈低層・壁式構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(3) 各階のひび割れ及び損傷調査

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
各階の壁の損傷	⑥ 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている耐力壁(注2)が1面以上ある。 又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。			危険なため 建物の使用不可
	⑦ 鉄筋は曲がっていないが、壁の向こう側が透けて見える耐力壁が10%以上ある。 損傷している耐力壁の延長ⓐ ____m 全体の耐力壁の延長 ⓑ ____m 損傷率 ⓐ/ⓑ×100 ____% **損傷率が10%以上ある**			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（4）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

（注2）耐力壁とは、主体構造の一つとして、建物の自重（じじゅう）を支え、地震力や風圧力などの水平力に抵抗させる目的でつくられた壁。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈低層・壁式構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(4) 落下物の調査

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	②〔湿式壁 (注3) の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③〔乾式壁 (注4) の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。	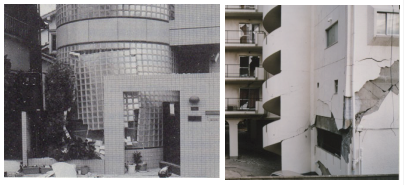		落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。	 		○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。
「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

(注3) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注4) 乾式壁とは、釘や ビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

別添 3-2-3　鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート

（中高層・ラーメン構造）

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)

〈中高層・ラーメン構造(注1)〉

□ 外部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第1次	**外部から一見して危険かどうかの調査**

（1）外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかるわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第２次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

（注1）ラーメン構造とは、柱と梁が一体化した構造のこと。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・ラーメン構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起していている。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため 建物の使用不可
構造躯体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を 数カ所ずつ調査する。	床に置いた ゴルフボールが転がる 目安　1/60以上の傾斜		危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、第2次 (3)各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：(所属)_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・ラーメン構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(3) 各階の損傷度調査

各階の損傷度

⑤ 各階ごとに柱・壁のひび割れ及び損傷箇所を数え、被害が最大の階を見つけ、その階について⑥以降の調査に移行する。

※ 損傷個所
目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等
ひびが入っている柱１本（壁１面）=1 箇所として数える。
損傷個所が多い場合は、概数（例：約 100 箇所）で
記載しても良い。

※ 4/6ページの「（３）各階の損傷度調査（担当階）」（下記図）を使って各階で調査した結果を、右欄に記入します。

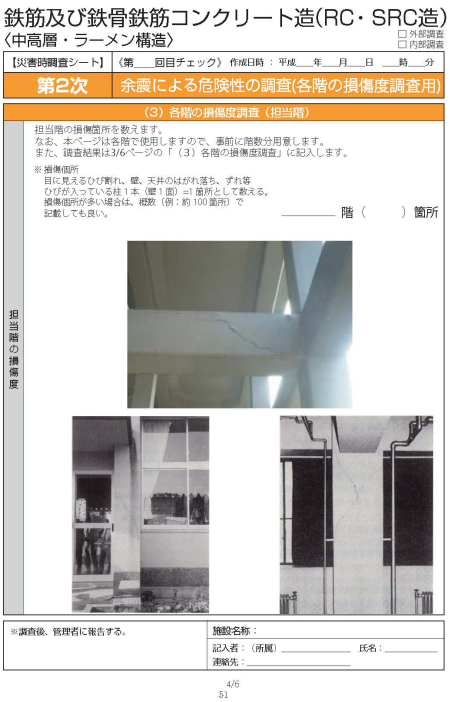
鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・ラーメン構造〉
□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第___回目チェック》 作成日時 ： 平成___年___月___日 ___時___分
第2次	余震による危険性の調査(各階の損傷度調査用)

(3) 各階の損傷度調査（担当階）

担当階の損傷度

担当階の損傷箇所を数えます。
なお、本ページは各階で使用しますので、事前に階数分用意します。
また、調査結果は3/6ページの「（3）各階の損傷度調査」に記入します。

※損傷個所
目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等
ひびが入っている柱１本（壁１面）=1 箇所として数える。
損傷個所が多い場合は、概数（例：約 100 箇所）で
記載しても良い。

_____ 階（　　）箇所

※調査後、管理者に報告する。	施設名称： 記入者：（所属）_____ 氏名：_____ 連絡先：_____

4/6
51

_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所
_____	階（　　）箇所

※対象となる避難建物が26階建以上の建物の場合、本ページをコピーして使用してください。

※集計後、管理者が損傷箇所の最も多い階（被害最大階）へ行き、第2次（4）⑥以降の調査を行う。 （損傷箇所が最も多い階と同程度の被害の階があれば、その階も調査すること）	施設名称： 記入者：（所属）_____ 氏名：_____ 連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・ラーメン構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査(各階の損傷度調査用)**

（3）各階の損傷度調査（担当階）

担当階の損傷度

担当階の損傷箇所を数えます。
なお、本ページは各階で使用しますので、事前に階数分用意します。
また、調査結果は3/6ページの「（３）各階の損傷度調査」に記入します。

※ 損傷個所
目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等
ひびが入っている柱１本（壁１面）=1 箇所として数える。
損傷個所が多い場合は、概数（例：約 100 箇所）で
記載しても良い。

_____ 階（　　）箇所

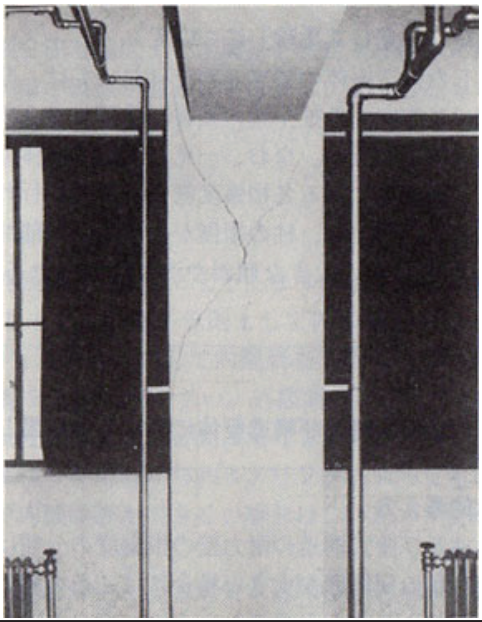

※調査後、管理者に報告する。	施設名称：
	記入者：（所属）_____ 氏名：_____ 連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・ラーメン構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

（4）被害最大階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
被害最大階（　階）の柱・梁の損傷	⑥ 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている構造柱・構造梁が1本以上ある。 又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。			危険なため 建物の使用不可
	⑦ 大きなひび割れ（裂け目が2㎜以上又は、深いひび割れ等）が多数あり表面のコンクリートもはがれ落ちているが、鉄筋は曲がっておらず、内部コンクリートも落ちていない構造柱・構造梁が、全体の10%以上ある。 損傷箇所本数 ⓐ _____本 全体柱本数 ⓑ _____本 損傷率 ⓐ/ⓑ×100 _____% 損傷率が10%以上ある	2 ㎜以上の深いひび割れ 鉄筋は曲がっておらず、内部コンクリートも落ちていない構造柱		危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（5）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・ラーメン構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(5) 落下物の調査

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	②〔湿式壁 (注3) の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③〔乾式壁 (注4) の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。	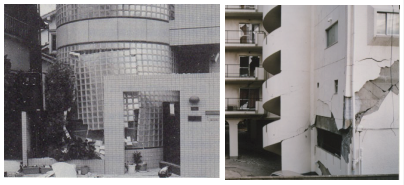		落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。	 		○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。
「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

(注3) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注4) 乾式壁とは、釘や ビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

別添 3-2-4　鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート

（中高層・壁式構造）

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)

〈中高層・壁式構造(注1)〉

□ 外部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第1次	**外部から一見して危険かどうかの調査**

（1）外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

（注1）壁式構造とは、柱や梁がなく、壁だけの構造のこと。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・壁式構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起していている。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため 建物の使用不可
構造躯体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を<u>数カ所ずつ</u>調査する。	床に置いた ゴルフボールが転がる 目安　1/60以上の傾斜		危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、第2次 (3)各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・壁式構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(3) 各階の損傷度調査

各階の損傷度

⑤ 各階ごとに柱・壁のひび割れ及び損傷箇所を数え、被害が最大の階を見つけ、その階について⑥以降の調査に移行する。

※ 損傷個所
目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等
ひびが入っている柱１本（壁１面）=1 箇所として数える。
損傷個所が多い場合は、概数（例：約 100 箇所）で
記載しても良い。

※ 4/6ページの「（３）各階の損傷度調査（担当階）」（下記図）を使って各階で調査した結果を、右欄に記入します。

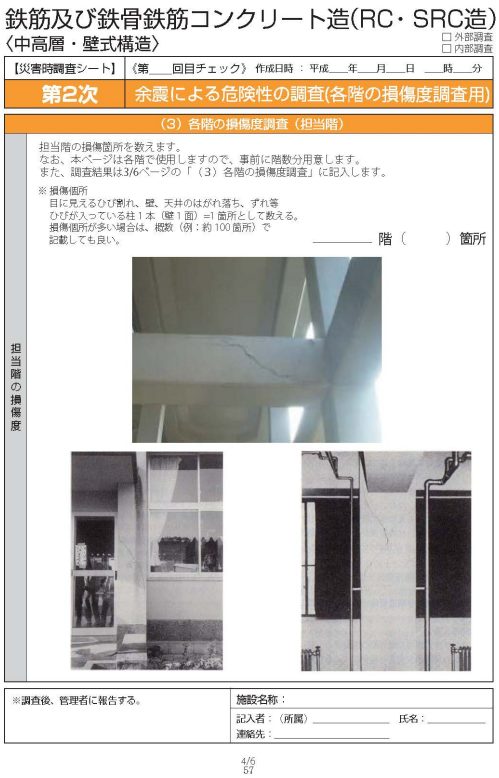
鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・壁式構造〉
□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第___回目チェック》 作成日時 ： 平成___年___月___日 ___時___分
第2次	余震による危険性の調査(各階の損傷度調査用)

(3) 各階の損傷度調査（担当階）

担当階の損傷度

担当階の損傷箇所を数えます。
なお、本ページは各階で使用しますので、事前に階数分用意します。
また、調査結果は3/6ページの「（3）各階の損傷度調査」に記入します。

※ 損傷個所
目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等
ひびが入っている柱１本（壁１面）=1 箇所として数える。
損傷個所が多い場合は、概数（例：約 100 箇所）で
記載しても良い。

＿＿＿ 階（　　）箇所

※調査後、管理者に報告する。	施設名称：
	記入者：（所属）＿＿＿＿＿＿ 氏名：＿＿＿＿＿＿
	連絡先：＿＿＿＿＿＿

4/6
57

＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所
＿＿＿	階（　　）箇所

※対象となる避難建物が26階建以上の建物の場合、本ページをコピーして使用してください。

※集計後、管理者が損傷箇所の最も多い階（被害最大階）へ行き、第2次（4）⑥以降の調査を行う。 （損傷箇所が最も多い階と同程度の被害の階があれば、その階も調査すること）	施設名称： 記入者：（所属）＿＿＿＿＿＿ 氏名：＿＿＿＿＿＿ 連絡先：＿＿＿＿＿＿

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・壁式構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査(各階の損傷度調査用)**

（3）各階の損傷度調査（担当階）

担当階の損傷度

担当階の損傷箇所を数えます。
なお、本ページは各階で使用しますので、事前に階数分用意します。
また、調査結果は3/6ページの「（３）各階の損傷度調査」に記入します。

※ 損傷個所
目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等
ひびが入っている柱１本（壁１面）=1 箇所として数える。
損傷個所が多い場合は、概数（例：約 100 箇所）で
記載しても良い。

_____ 階（　　）箇所

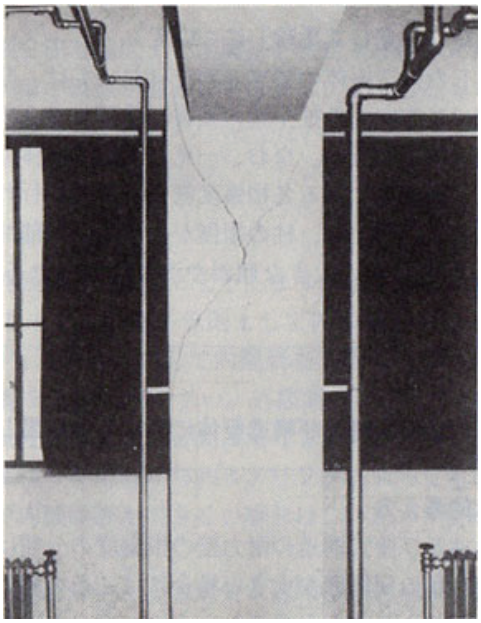

※調査後、管理者に報告する。

施設名称：

記入者：（所属）_____　氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・壁式構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

（4）被害最大階の柱・壁・梁のひび割れ及び損傷調査

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
被害最大階（　階）の壁	⑥ 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている耐力壁(注2)が1面以上ある。 又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。			危険なため 建物の使用不可
	⑦ 鉄筋は曲がっていないが、壁の向こう側が透けて見える耐力壁が10%以上ある。 損傷している耐力壁の延長ⓐ ____m 全体の耐力壁の延長 ⓑ ____m 損傷率 ⓐ/ⓑ×100 ____% **損傷率が10%以上ある**			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（5）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

（注2）耐力壁とは、主体構造の一つとして、建物の自重（じじゅう）を支え、地震力や風圧力などの水平力に抵抗させる目的でつくられた壁。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)
〈中高層・壁式構造〉

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

(5) 落下物の調査

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	②〔湿式壁 (注3) の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③〔乾式壁 (注4) の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。	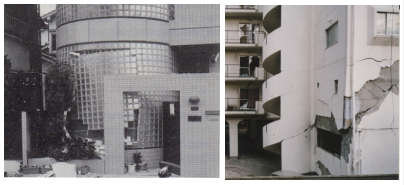		落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。	 		○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。
「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

(注3) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注4) 乾式壁とは、釘や ビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

別添 3-3　木造用チェックシート

木造

□ 外部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第1次	**外部から一見して危険かどうかの調査**

（1）外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、 避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、 避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物（窓枠や外壁看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊（崩壊）している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、
第２次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

木造

□ 外部調査
□ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

（2）隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被害例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
避難建物の構造躯体	③ 屋根、土台が上下方向へ一様でない変形をしている。 （屋根が波打っているように見える）			危険なため 建物の使用不可
	④ 基礎の損傷、又は土台との接合部が破壊している。	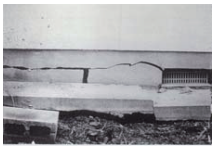		危険なため 建物の使用不可
	⑤ 1階の階高に対する横ずれ（傾き）が1/60以上ある。 （下げ振り等を利用し確認）	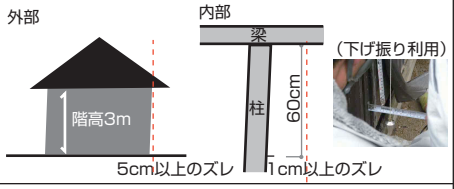		危険なため 建物の使用不可
	⑥ 建具にゆがみがある。 又は窓ガラスにひび割れがある。			危険なため 建物の使用不可
	⑦ 塗り壁（モルタルやしっくい壁等）に、大きな亀裂やはがれ落がある。	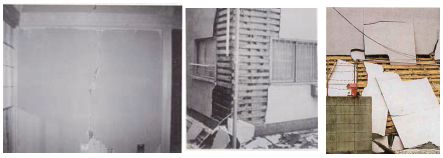		危険なため 建物の使用不可
	⑧ 壁の建材（ボードやパネル）が破壊、破損している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（3）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

木造

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時 ： 平成____年____月____日 ____時____分
第2次	**余震による危険性の調査**

（3）落下物の点検

	調査項目	被 害 例	はい ：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
瓦	① 瓦がずれている。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
窓	② 窓枠がはずれたり窓ガラスが割れており、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	③〔**湿式壁**(注1)**の場合**〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	④〔**乾式壁**(注2)**の場合**〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
その他	⑤ 看板や器物（タンクやクーラー用の屋外機器等）や屋外階段が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。
「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

（注1）湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

（注2）乾式壁とは、釘や ビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。